

月例研究会（2012年12月19日）
福島県におけるエネルギー政策と
災害対策・復興に向けたエネルギー
事業の課題について

大平 佳男

福島県は、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故（原発事故）により、多大な震災被害だけでなく、放射能汚染、風評被害、長期避難、長期的な健康不安、それらに関連する補償問題など、一連の原子力災害の渦中にある。また、原発事故によって失われた雇用や経済活動への被害も大きく、経済対策が急務である。その中で福島県は再生可能エネルギー（再エネ）を復興の重点政策の一つに位置づけ、再エネ関連事業からの雇用創出、経済活性化を図ることとしている。さらに再エネによるエネルギーの地産地消を掲げ、福島県で使うエネルギーを福島県で作られたエネルギーで賄うことを目標にしている。このような政策目標を通じ、福島県を再エネの先駆けの地とし、原発によって失われた福島のイメージの再生を図ることとしている。

福島県の再エネ関連事業は大きく2つに分けられ、「再エネ導入推進のための基盤づくり」と「再エネ関連産業集積のための基盤づくり」となっている。前者は再エネを導入するために必要な支援を行い、実際に福島県で再エネの導入・拡大を促進させる事業である。後者は福島県内に再エネ関連産業を誘致し、雇用の創出、経済活性化を図る事業である。福島県内ではこの他、大企業が主体となって行うケース、地元企業が行うケース、企業や個人が協同して行う

ケースなどがあり、再エネ事業が多様化している。ただし、福島県で再エネ事業を行う場合、その事業が福島県にとってメリットがあるかどうか注意しなければならない。福島県の有するエネルギー資源を福島県のために使うこと、また福島県内でのエネルギー需給において県内でお金が循環することなどを通じ、福島県の再生と経済活性化が図られることが望まれる。

福島県で原発に依存することなくエネルギーの地産地消や関連産業の誘致を実現するためには様々な課題がある。福島県では復興を含め、様々な政策が行われている。再エネ事業に関しては、法規制によって計画が止まったり、政策間の連携が脆弱であったりして計画が進んでいない。例えば、福島県沖の浮体式洋上風力発電計画は漁業関係者の反対があり、合意形成が取れていない状況にある。また、南相馬市で計画されたメガソーラーも農地法や農業振興地域の整備に関する法律などにより、計画が止まっている。

さらに再エネ関連事業の2つの政策も、相互に連携を図り強化していく必要がある。例えば県内で再エネ事業を行う場合、県内企業から生産された再エネ部品を優先的に利用することを支援していくことが挙げられる。また、再エネ事業だけでは雇用創出効果が薄いのが、再エネも電力を扱うという観点から、電気事業へ参画することも検討に値する。電力の発電や調達から小売りをを行う事業であり、国の政策も電力自由化、発送電分離が行われる方向で進んでいる。電気事業の参入を含め、福島県内でエネルギーの地産地消が図られていくことが望まれる。

（おおひら・よしお 大原社会問題研究所嘱託研究員・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任研究員）